

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例と鹿児島市幼保連携型認定こども園の
設備及び運営の基準に関する条例骨子案との対照表

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例 (平成 18 年 12 月 26 日施行)	鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び 運営の基準に関する条例骨子案
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき、認定こども園の認定の要件について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 13 条第 1 項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該施設を構成する保育所において、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 23 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの</p> <p>イ 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの</p> <p>(3 号以下は 3 類型の規定につき略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第〇〇号)の例による。</p>
<p>(法第 3 条第 1 項の条例で定める要件)</p> <p>第 3 条 法第 3 条第 1 項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第 3 条第 1 項の認定を受けようとする施設(以下この条において「当該施設」という。)が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された</p>	<p>(法第 13 条第 1 項の条例で定める事項)</p> <p>第 3 条 法第 13 条第 1 項の条例で定める事項は、以下のとおりとする。</p> <p>第 4 条 学級編成</p> <p>第 5 条 職員配置基準</p> <p>第 6 条 園長、保育教諭、調理員の配置</p>

<p>教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。</p> <p>(2) 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村における同法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして相当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。</p> <p>(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>(4) 別表に掲げる基準に適合すること。</p> <p>別表（第3条、第4条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員配置 2 職員資格 3 施設整備 4 教育及び保育の内容 5 保育者の資質向上等 6 子育て支援 7 管理運営等 	<p>第7条 園長の資格</p> <p>第8条 その他の職員の配置</p> <p>第9条 平等取扱い、虐待禁止、懲戒権限の濫用禁止、～12条 秘密保持等</p> <p>第13条 教育時間、保育時間</p> <p>第14条 食事の提供</p> <p>第15条 調理室等の設置</p> <p>第16条 園児要録・出席簿</p> <p>第17条 職員の研修等</p> <p>第18条 職員会議</p> <p>第19条 運営状況評価</p> <p>第20条 苦情解決</p> <p>第21条 家庭・地域との連携、保護者との連絡</p> <p>第22条 健康診断</p> <p>第23条 感染症対策等</p> <p>第24条 子育て支援</p>
<p>(法第3条第3項の条例で定める要件)</p> <p>第4条 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する施設であること。</p> <p>ア 法第3条第3項の認定を受けようとする幼保連携施設(以下この条において「当該幼保連携施設」という。)を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当た</p>	

<p>り当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>(2) 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>(3) 別表に掲げる基準に適合すること。</p> <p>別表（第3条、第4条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員配置 2 職員資格 3 施設整備 4 教育及び保育の内容 5 保育者の資質向上等 6 子育て支援 7 管理運営等 	
	<p>（非常災害対策）※市独自基準</p> <p>第25条 設置者は、非常災害に必要な設備（消火用具、非常口等）を設け、立地環境に応じた個別の非常災害に対する避難計画等の具体的計画を立てなければならない。</p> <p>2 前項の具体的計画の内容については、職員や利用者にわかりやすく施設内に掲示しなければならない。</p> <p>3 設置者は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより、非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>4 設置者は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。この場合において、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回はこれを行わなければならない。</p>

	<p>(設備の基準)</p> <p>第 26 条 認定こども園の設備の基準は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び附属設備の一体的設置 ・保育室等の設置 ・園舎の階数、保育室等の設置階 ・園舎・保育室等の面積 ・園庭の設置・面積 ・その他の設備 <p>2 幼稚園、保育所、認定こども園から移行する場合の設備の基準は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び附属設備の一体的設置 ・職員室 ・園舎・保育室等の面積 ・保育室等の設置階 ・園庭の設置・面積
<p>(規則への委任)</p> <p>第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第 27 条 この条例に定めるもののほか、認定こども園の設備及び運営に関する基準について必要な事項は、市長が別に定める。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成 19 年 12 月 25 日条例第 66 号)</p> <p>この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号)の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>(施行の日＝平成 19 年 12 月 26 日)</p> <p>附 則(平成 23 年 12 月 26 日条例第 47 号)</p> <p>この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 7 の項(1)の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この条例は、市長が規則で定める日から施行する。</p>